

企画競争説明書

業務名称：ウズベキスタン国日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00536

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年8月18日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年8月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国 日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年11月 ～ 2022年3月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【野村 純子 Nomura.Junko2@jica.co.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反

が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年9月2日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年9月10日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の

電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに

- 作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
- a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ウ国の移民労働者の現状調査（現地再委託を想定）
 - ウ国の送出国機関や現地教育機関の現状調査（現地再委託を想定）
 - 特定された分野（職種）におけるウ国の産業人材ニーズ調査（現地再委託を想定）
 - 自治体・監理団体・受入企業に係る関心発掘調査（国内再委託を想定）
 - 本邦における産業別の人材ニーズ・スキル要件に係る調査（国内再委託を想定）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨 = 0.01036 円
 - b) US\$ 1 = 109.682 円
 - c) EUR 1 = 130.231 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項：特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／外国人材受入支援①
- b) 外国人材受入支援②

※外国人材受入支援とは、現地での労働者送出国制度や日本での外国受入支援体制構築などに係る業務経験のことを指します。評価対象者（a、b）で現地側送出国と日本側受入の両方をカバーできるようにご提案ください。

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.0 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月30日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：外国人材受入支援、産業人材育成、職業訓練

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／外国人材受入支援①

b) 外国人材受入支援②

※ 外国人材受入支援とは、現地での労働者送出制度や日本での外国受入支援体制構築などに係る業務経験のことを指します。評価対象者（a、b）で現地側送出と日本側受

入の両方をカバーできるようにご提案ください。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／外国人材受入支援①）】

- a) 類似業務経験の分野：外国人材受入支援
- b) 対象国又は同類似地域：中央アジア及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【外国人材受入支援②】

- a) 類似業務経験の分野：外国人材受入支援
- b) 対象国又は同類似地域：中央アジア
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／外国人受入支援①</u>	(34)	(15)
ア) 類似業務の経験	16	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(-)	(15)
ア) 類似業務の経験	-	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>外国人受入支援②</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ウズベキスタン国 日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ウズベキスタン国（以下、「ウ国」という。）はGDPの15%を出稼ぎ労働者（以下、「移民労働者」という。）等による海外送金が占め、1.7百万人がロシア（110万人）やカザフスタン（36万人）などへの移民労働に従事している。これらの国では建設や清掃などの単純労働に従事することが多く産業人材としてのスキルアップができる機会も与えられていない場合も多い。たとえスキルアップしても国内での雇用に結びつかないため、還流人材（他国での就業後ウ国に帰国した人材）をウ国の社会経済の発展に生かすことができていると考えられる。

ウ国政府は移民労働の機会拡大や保護を目的として様々な施策を講じており、職業訓練センター”Monocenter”を各地に設立するなど積極的であるが、還流人材を産業開発等に活かす観点からの戦略や施策は十分ではなく、還流人材が産業開発の基盤となる制度の構築や支援策が必要となっている。

そのような状況下、今後の人材交流を通じた日ウ二国間の関係の深化のため、ウ国政府と日本政府は技能実習に係るMOU（2019年1月）、特定技能に係るMOU（2019年12月）を締結した。2020年6月現在、日本での在留ウズベク人は他国に比べて限定的ではあるものの（合計3,425人、うち留学生1,683人、技術・人文・国際業務560人、特定技能3人、技能実習生31人）、今後の日本への移民労働者の増加が想定される。

ただし、移民労働者の数が増えたとしても、日本に適切な形で受け入れられず、還流人材が帰国後に経験を生かせる機会がなければ、二国間関係及びウ国の経済社会にとってもマイナスとなる。このことから、ウ国人材が適切な形で来日できる仕組みを整えるとともに、移民労働者が産業人材としてスキルアップできる機会を得て帰国後に産業開発の基盤となる仕組みを作ることが重要であるが、日本における外国人材の受入状況やウ国人材の移民労働者の送出しには多くの課題があり、今後日本での受入拡大が想定される中で様々な対応が求められている。

その中でも重要な課題は、日本の受入企業にて帰国後に有用なスキルアップ機会を提供できるかという点である。このためには、①ウ国と日本の双方で人材ニーズの高い職種、当該職種の能力レベルや人数規模、及び互換性の

あるスキルの特定、②スキルアップについての意識が高い「優良」受入企業との連携、③「優良」受入企業とのマッチング機会の向上（例、事前教育の充実、スキル習得状況の見える化、送出機関側の優秀な候補者斡旋に対する信頼性向上など）、④受入企業のスキルアップ機会提供に対するインセンティブ向上（広報支援による企業イメージ向上など）などに取り組む必要がある。

将来的には帰国後に人材がウ国の社会経済に貢献できる仕組みを構築することが重要であり、⑤帰国後の就職支援等（就職支援、創業支援、スキルの見える化、日本の就業経験のブランド化、現地企業や進出日系企業との連携など）、⑥帰国後の更なる海外流出対策なども念頭に入れる必要がある。

また、上記の課題を解決する大前提として⑦移民労働者が渡航前の手数料などで多額の債務を抱えない仕組みや安心して就労できる環境の構築なども重要となっており、渡航前～滞在中～帰国後に至るまでにおいてウ国政府の政策や日本側の受入体制の構築のみならず、ODAによる支援も含めた総合的な対応が必要となっている。

第3条 調査の目的と範囲

（1） 調査の目的

本調査では、ウ国の産業開発促進を目標として、日本における移民労働者のスキルアップとウ国における還流人材の活用の両者を実現する仕組みを構築するため、ウ国政府への政策提言と JICA の協力の方向性（アプローチ案）を導出するための基礎的な情報収集を目的とする。

（2） 調査の範囲

- ・ 二国間協定の締結により、将来、日本へのウ国人材の受入増が見込まれる特定技能及び技能実習の在留資格を中心に調査する（ただし、その他の在留資格も必要に応じて対象にする）。
- ・ 渡航前～滞在中～帰国後の全段階におけるフローを対象にする。ただし、まずは受入増とスキルアップの機会の提供が重要であること、また帰国後に人材が活躍するに至るには一定の時間的な余裕があるため、帰国後の支援のあり方については念頭に置きつつも、まずは渡航前や滞在中の支援のあり方に注力する。
- ・ 分野（職種）は、受入先のニーズに合わせる必要があるため、現段階では特段限定はしない。ただし、ウ国の産業ポテンシャルがあり、日本での人材ニーズが高く、既に送出機関の取り組みが始まっている「介護」「農業」「自動車整備士」「観光」「縫製業」「食品加工」を意識する。

第4条 調査実施の留意事項

（1） 分野ごとの具体的な政策提言や協力アプローチ案の検討

日本でのウ国人材の受入人数はまだ少ないことから、日本側・ウ国側の関係機関の意向を確認したうえで、可能性のある分野（職種）を特定し、分野に踏み込んだウ国政府に対する政策提言や協力アプローチ案を導出する。

（２） 全体として統合された取り組み案の導出

渡航前～滞在中～帰国後の各段階において様々な課題が存在するが、それぞれに対する単なる断片的な協力メニューの羅列ではなく、「2. 事業の背景と必要性」の①～⑦を踏まえた統合されたアプローチ案を導出する。

（３） 関係機関との連携可能性を高める協力アプローチ案の導出

ウ国関係者や日本側関係者が今後 JICA と連携を深めていく意欲が促進される協力アプローチ案の導出を目指す。そのため、個々のアプローチの詳細を作りこむことを目指すのではなく、関係者と連携に向けたコンセンサスを醸成することをアプローチ案の導出を目的とする。

（４） 関連調査の結果の活用による効率的な調査の実施

外国人受入の制度や JICA の協力の方向性については他の送出国に対してのものとは共通する部分も多く、また、ウ国人材の受入に関心のある自治体等との連携に関しては以下のような先行調査も存在する。このことから他の送出国の事例や先行調査を活用し、効率的な調査を実施と効果的な政策提言や支援アプローチの導出に努める。またその観点から、本調査では日本国内の在留資格制度に関する制度調査は対象としない。

- ・ 日本センターによる外国人材関連事業の企画・実施支援業務（※）
- ・ 還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査業務（ネパール）
- ・ 技術人材育成を通じた高水準な自動車整備技術普及促進事業（カンボジア）
- ・ バス整備士人材育成プロジェクト（カンボジア）
- ・ 日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト（バングラ）
- ・ 観光開発における新価値創造サービス構築のための案件化調査（ウズベキスタン）
- ・ JICA 国内機関が実施している各種調査
- ・ JP-MIRAI を通じた各種の外国人材支援の取り組み など

※日本センターは世界 9 か国に 10 センター設置され、ビジネス人材の育成と現地経営人材及び日本企業間のネットワーク構築を支援している機関。両国の交流・相互理解の拠点と

しての役割を果たしていくことが期待されており、同センターを通じた外国人材受入支援を検討している (<https://www.jica.go.jp/japancenter/index.html>)。

(5) 国内でのウ国人材受入に積極的な受入先（自治体含む）との連携

ウ国人材がスキルアップできる就業機会を得るためには、スキルアップに関心の高い「優良」監理団体や受入企業とマッチングすることが重要である。また、受入支援のためには地方自治体の関与が不可欠。受入数が少ない現状においてまずは受入先を探すことが最重要であることから、まずはウ国人材の受入れに前向きな監理団体・受入企業・自治体・業界団体を発掘し連携可能性を模索する。上述の「日本センターによる外国人材関連事業の企画・実施支援業務」でも自治体向けの関心調査を実施しているので、同調査の実施委託先とも情報交換を実施しながら業務を進める。

(6) 送出機関や現地教育機関からのヒアリング

ウ国では送出機関は、2019年以降、送出候補者から手数料徴収は原則不可となり、教育サービス提供分や実費に限る規制が導入されたことによりその数は100社超から10社程度に大幅に減少したが、活動を継続している送出機関のみならずライセンス停止中の送出機関（5～10機関程度）からもライセンス復活に向けた課題をくみ取り提言に反映させる必要がある。また、送出機関のみならず日本語学習や分野教育を提供している現地教育機関からもヒアリングを実施し（日本語教育機関は大学等を含めて5～10機関程度、技能教育機関は分野ごと最低2機関以上）、教育レベルなどを踏まえて提言に反映させる。

(7) 国内受入団体・企業からのヒアリング

スキルアップできる就業機会の提供には受入側が担う役割が大きいことから、分野ごとの業界団体や監理団体・受入企業からもヒアリングを実施し（分野ごとに最低5機関）、ウ国人材の受け入れ可能性やウ国ニーズに即したスキルアップ機会の提供の可能性などについて具体的にニーズをもとに検討する。

第5条 調査の内容

(1) ウ国の移民労働者の現状・課題分析

- ① 移民労働の動向（目的、人数、行先、分野、内容、滞在年数、労働条件、所得、送金額、学歴、技能レベルなど）
- ② 移民労働の実態（送出しフロー、キャリアパス、帰国後の進路など）
- ③ 大規模移民労働先のロシア・カザフスタン向けの送出メカニズム
- ④ ウ国側がもつ行先別の就労イメージや期待感

- ⑤ 在日ウズベク人の就労に係る現状と課題（高度人材等を含む）
- ⑥ 在日ウズベク人（技能実習・特定技能）の送出制度への要望・課題

(2) ウ国政府の移民労働政策及び制度分析

- ① ウ国の移民労働に関する法律・政策（移民労働者支援策、条約批准状況、国内法令、二国間協定（日ウ以外の協定を含む）、送出機関に対する規制や支援、職業紹介所の運用など）
- ② 移民労働分野でのドナーの支援状況・支援実績（産業人材育成や職業訓練での支援を含む）

(3) 受入側の自治体や企業等との連携可能性の分析

- ① 連携可能性の高い監理団体・受入企業の発掘と人材ニーズ
- ② 連携可能性の高い自治体・業界団体の発掘と人材ニーズ
- ③ 監理団体・受入企業・自治体・業界団体における外国人支援の実態
- ④ 在留ウ国人同郷コミュニティの現状（SNS コミュニティ含む）

※候補自治体は以下のとおり。①群馬県（農業分野で JICA による技能実習生の還流事業を実施。積極的な外国人材活用の方針を打ち出している）、②群馬県高崎市（オリンピック・パラリンピックのウズベキスタンのホストタウン）。③愛知県名古屋市（オリンピック・パラリンピックのウズベキスタンのホストタウン、2019 年 12 月にはウズベキスタン大統領が訪問し、県知事・名古屋市長らとバイ会談も実施）、④京都府舞鶴市（オリンピック・パラリンピックのウズベキスタンのホストタウン）、⑤北海道（地理環境の類似性により中央アジア地域からの JICA の研修受入や交流事業が活発）、⑥北海道日高町（オリンピック・パラリンピックのウズベキスタンのホストタウン）、⑦東京都杉並区（オリンピック・パラリンピックのウズベキスタンのホストタウン）、⑧青森県藤崎町（先行調査にて関心表明あり）。

(4) ウ国の送出機関や現地教育機関の現状・課題分析

- ① 送出機関の現状と課題（対象者、対象者属性、候補者募集ルート、収益モデル、送出実績、候補者の費用負担（手数料や事前教育費）、日本側提携先、評判など）
- ② 現地教育機関の現状と課題（対象者、対象者属性、候補者募集ルート、教育レベル、カリキュラム、授業料、送出機関との提携状況など）

(5) 分野の特定とニーズ分析

- ① 上記（１）～（４）を踏まえた受入可能性の高い分野の抽出
 - ② ウ国での同分野の業界及び人材育成の現状と課題（例、国の資格・学位制度、教育課程・カリキュラム、求められる能力、人材レベル、不足数、給与水準、キャリアパスなど）
 - ③ 日本での同分野の業界及び人材育成の現状と課題（例、国の資格・学位制度、教育課程・カリキュラム、求められる能力やレベル、不足数、給与水準、キャリアパスなど）
 - ④ 他国人材と比較したウ国人材の競争力仮説導出（国民性、分野別スキル、語学能力、送出機関の能力、ウ国政府の送出政策、債務労働など）
- （６） JICA 協力アプローチの検討及びウ国政府向け政策提言
- ① ウ国政府がとるべき政策提言の検討
 - ② 上記を踏えた JICA の協力アプローチ案の検討
 - ③ 国内向け説明会の実施（自治体、監理団体、業界団体、受入企業向け）

第 6 条 報告書等

調査業務は各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポート（和文・英文）とする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項： 調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団員の構成と各団員の担当作業及び作業期間

提出時期：2021 年 11 月上旬

部数：和文（パワポ形式、電子データ）、英文要約（パワポ形式、電子データ）

② ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： 調査結果の全体成果等。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。英文要約の内容は、JICA と協議して決定する。

提出時期：2022 年 1 月下旬

部数：和文（電子データ）、和文要約（パワー形式、電子データ）、英文要約（パワー形式、電子データ）

③ ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA コメントを修正のうえ、最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめて記載する。

提出時期：2022 年 2 月 28 日

部数：和文 5 部（製本及び電子データ）、和文要約 5 部（パワー形式、簡易製本及び電子データ）、英文要約 5 部（パワー形式、簡易製本及び電子データ）

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務開始	2021年11月上旬
インセプションレポート	2021年11月上旬
現地調査	2021年11月中旬～2022年2月中旬
国内調査	2021年11月中旬～2022年2月中旬
ドラフト・ファイナルレポート	2022年2月上旬
ファイナルレポート	2022年2月下旬

※現地渡航回数は調査団全体で合計12回を想定していますが、受注者が提案する調査団構成や最適と考える実施方法を踏まえ、より効率的な実施方法がある場合は受注者が提案をしてください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12 人月（現地：6人月、国内6人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/外国人材受入支援①（2号）
- ② 外国人材受入支援②（3号）
- ③ 送出国側マーケット分析
- ④ 受入国側マーケット分析
- ⑤ 人材斡旋・マッチング制度
- ⑥ 産業人材開発

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ウ国の移民労働者の現状調査
- ウ国の送出国機関や現地教育機関の現状調査
- 特定された分野（職種）におけるウ国の産業人材ニーズ調査

(4) 国内再委託

以下の業務については、本邦における再委託を認めます。

- 自治体・監理団体・受入企業に係る関心発掘調査
- 本邦における産業別の人材ニーズ・スキル要件に係る調査

(5) 配布資料／公開資料等

特になし

(6) 対象国の便宜供与
特になし

(7) その他留意事項

1) 安全管理

- 治安上の観点からの行動制限はありません(ただし、カシュカダリア州・スルハンダリア州全域、フェルガナ州・ナマンガン州・アンディジャン州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯は除きます。必要がある場合は渡航前に相談してください。)
- 新型コロナウイルス感染対策の観点から、現在では、当面の間、タシケント市、ナボイ市、テルメズ市のみの渡航に制限しています(当該エリア内でもマスクの着用、手指の消毒などの感染対策は必須です)。現地の感染状況に応じてウズベキスタン入国も含め、渡航が難しくなる可能性もあるので予めご留意ください。